

# 鴻巣市指定管理者募集要項

鴻巣市にぎわい交流館

令和3年9月

鴻巣市 市長政策室 総合政策課

## 1 指定管理者募集の目的

公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、住民サービスの向上や運営の効率化等を図る観点から公の施設の管理運営について、指定管理者制度が導入され、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も公の施設の管理運営ができるようになりました。

鴻巣市（以下「市」という）では、鴻巣市にぎわい交流館条例（令和3年鴻巣市条例第26号。以下「交流館条例」という。）に基づき設置された鴻巣市にぎわい交流館（以下「交流館」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

本募集要項は、標記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

申請にあたっては、特に「（仮称）鴻巣市賑わい創出交流拠点整備基本計画（概要版）（別紙8）」とりわけ「2.有効活用方針の策定 2-1 市の上位・関連計画における本施設の役割（1）第6総合振興計画、（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略、（3）都市計画マスタープラン、（4）健康づくり推進計画、（5）第2次観光戦略、（6）道の駅基本構想、基本計画」「2-2 有効活用方針の策定」「2-3 施策を推進するコンテンツの検討」を十分に参照のうえ、当施設が果たす役割を理解した上で事業計画を提案してください。

## 2 対象施設の概要

### (1) 名称及び位置

名 称	位 置
鴻巣市にぎわい交流館	鴻巣市中央1番32号

### (2) 施設の設置目的

地域食材を活用した商品の開発、提供等を通じて、産業の振興及び人々の交流の促進を図ることにより地域のにぎわいを創出し、もって本市の魅力あるまちづくりを推進することを目的としている。

※地域食材とは鴻巣産の食材を指すが、必要に応じて埼玉県産も使用可とする。（全資料において同様）

### (3) 施設の概要

別紙指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 指定管理者が行う業務

### (1) 施設の運営に関する業務

- ア 施設の提供（受付、許可、利用料金の徴収等）
- イ 情報提供

- (2) 施設の管理に関する業務
  - ア 保守管理業務
  - イ 環境維持管理業務
- (3) 事業に関する業務
  - ア 地域食材を活用した商品の開発、提供に関する業務
    - ・産官学連携メニューの提供（別紙9）
    - ・物販スペースでの商品販売
    - ・市の産業振興に資する事業
  - イ 食と健康に関する業務
  - ウ 花と緑のPRに関する業務
  - エ 交流促進に関する業務
  - オ その他、交流館の設置目的を達成するための業務
- (4) その他業務
  - ア 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
  - イ 事業報告書作成（利用実績、収支決算書、事業報告書）
  - ウ 関係機関との連絡調整
  - エ 指定期間終了にあたっての引継業務
  - オ その他日常業務の調整

\*詳細については、仕様書を参照してください。

#### 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。

この指定の期間は、市議会の議決により確定することになるので留意してください。  
また、施設の廃止や業務仕様の変更に伴う指定期間の変更等がある場合があります。

#### 5 管理に要する経費

- (1) 指定管理者は、管理に必要な経費について、市が支払う指定管理料、利用料金（条例に定める範囲内で利用料金を設定していただきます。なお、設定においては、市長の承認が必要です。）及び自主事業の収入によって賄うものとします。

なお、指定管理料については、66,000,000円（税込み）を指定期間における上限とし、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

- (2) 仕様書3頁以降「8. 業務内容」-「(2) 交流館の施設並びに設備の維持管理に関すること」における、以下の業務内容経費及び備品購入費については、概算払いとし、毎年度末に残額を精算することとします。

- ①エ. 1件200,000円以下の修繕

⑥中 光熱水費

- (3) 指定管理業務の年度毎の収支報告にて、2,000,000円を超える利益が生じた場合には、そのうち50%について、市へ還元するものとします。
- (4) 指定管理料の具体的な額や支払時期・方法等は、提出される事業計画書及び収支予算書を基礎とし、協議のうえ協定で定めます。

6 応募資格

- (1) 応募者は、埼玉県内に事業拠点を置く又は指定の期間までに置こうとする法人その他の団体等とします。ただし、個人又は次のいずれかに該当する法人等は指定を受けられません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった法人等

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されている法人等

ウ 鴻巣市から入札参加停止の措置を受けている者

エ 自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けたことがある法人等

オ 国税及び地方税を滞納している法人等

カ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

キ 法人その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれている

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者

（ウ）暴力団員又はその利益となる活動を行う者

- (2) 複数の法人等による応募

事業を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合には、次に掲げる事項に留意してください。なお、構成団体のいずれかが上記のア～カのいずれかに該当する場合も応募はできません。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法

人等を定めてください。県外の法人等が構成団体となることは可能ですが、代表法人等は、埼玉県内に本社（店）又は支店・営業所等を有する法人等としてください。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

- (3) 市内の経済循環に配慮し、公平・公正な視点に立ちながら、市内事業者（鴻巣市内に本店又は営業所を有する事業者）を積極的に活用するよう努める法人等であることとします。

## 7 申請の方法

### (1) 提出書類

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（別紙5）

ウ 収支予算書（別紙6）

エ 誓約書（別紙7）

オ 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等これに類するものの写し）

カ 法人等の決算関係書類（直前の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、資金収支計算書又はこれらに類する書類）

キ 法人等の予算関係書類（収支予算書、事業計画書又はこれらに類する書類）

ク 納税証明書又は納税の義務がない場合その旨を記載した書類

ケ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

### (2) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）11部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出してください。

### (3) 提出方法

申請書類の提出は、持参とします。

### (4) 提出先

鴻巣市役所 市長政策室総合政策課 企画担当

電話 048-541-1321 内線2236

(5) 受付期間

令和3年10月12日（火）から令和3年10月27日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

(6) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和3年9月27日（月）から令和3年10月8日（金）午後3時まで

イ 受付方法

電子メール又はFAXで提出してください。原則として口答による質疑は受け付けません。

[メール] sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

[FAX] 048-543-5480

ウ 回答方法

受付した質問は、10月11日（月）までに電子メール（又はFAX）により質問者全員に回答します。

(7) 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、鴻巣市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

イ 提出された申請書類は、鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号）に基づき公開することがあります。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を損なうおそれのある情報を除きます。）

ウ 申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

エ 原則として、申請書が受理された後の修正はできません。

オ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(8) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 提案における指定管理料が、本募集要項に提示した上限額を超えているとき

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ その他、応募資格に適さないもの

## 8 指定管理者候補者の選定

### (1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、交流館における指定管理者候補者の選定に伴う審査委員会設置要綱に基づく審査委員会が、提出された申請書により、書類審査、プレゼンテーション等を実施し、選定基準に基づき審査した評点の合計により鴻巣市指定管理者選定委員会で指定管理者候補者を選定します。

### (2) 選定基準

鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鴻巣市条例第20号以下。以下「指定手続条例」という。）第4条第1項各号に定める選定基準によることとします。

ア 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるもの

イ 事業計画の内容が当該事業計画に係る経費の縮減が図られるものであること

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

審査項目及び配点については、別紙3（選定基準）のとおりです。

### (3) プレゼンテーション等

選定に当たり、申請書類の審査をした後、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）にかぎりませう。

(予定日時等)

ア 日 時 令和3年11月1・2日（月・火）

時間は、申請書を受付後に9時～17時の間で指定します。

時間配分 準備5分・発表40分・質疑20分・片付け5分

イ 会 場 鴻巣市役所302会議室

### (4) 選定結果の通知及び公表

プレゼンテーションの後、指定管理者選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者候補者に選定します。

選定の結果は書面で通知するとともに、公表します。

## 9 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、鴻巣市議会の議決が必要です。原則として指定管理者候

補者を令和3年12月の鴻巣市議会定例会に提案し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例施行規則（平成17年鴻巣市規則第110号）第7条により告示を行います。

## (2) 協定の締結

市と指定管理者とは、業務内容及び管理に係る細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。

## (3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないことと認められるとき。

## 10 事業実施状況の監視等

### (1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項が達成されていない場合には、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

#### ア 定期モニタリング

定期的に業務報告を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

#### イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

### (2) 利用者アンケートの実施

市と指定管理者は、施設利用者の利便性向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、



モニタリング結果報告書によりホームページで公開します。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認められる場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1 1 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告することとします。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告することとします。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可効力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除でききるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ その他

前記に規定するもののほか、市及び指定管理者双方の事情により事業の継続が困難となった場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

ア リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項 目	負担者		備 考
	市	指定管理者	
募集要項	◎		募集要項の誤り、内容の変更等
準備		◎	基本協定書締結から業務開始日までの準備等
管理運営		◎	
施設、設備、備品等の維持管理	○ (1件200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える修繕、改修)	◎	施設全体に係る大規模改修は、原則として市が負担、その他の修繕については原則として指定管理者の負担で行う。これによりがたい事情がある場合には、市と指定管理者とで協議を行う。※
備品の購入		◎	
施設等の使用許可 (附随事務を含む)		◎	
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
事故、火災等による施設の損害及び被災者に対する責任	◎	○ (指定管理者の責に帰する事由の場合)	

災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責任保険		◎	

（◎：原則として対応責任がある　○：一部責任を負う場合がある）

※ 大規模改修とは、施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させるもの以外の修理をいう。また、疑義がある場合や、定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

#### イ 施設の備品等の取扱い

指定管理者に変更が生じた場合には、市の所有以外の備品等（現指定管理者が所有のもの）については、新旧の指定管理者で協議のうえ引き継ぐものとします。

## 1 2 スケジュール

月 日	内 容
9月27日（月）	募集要項の配布開始
9月27日（月）～10月8日（金）	質問事項の受付期間
10月11日（月）まで	質問に対する回答
10月12日（火）～10月27日（水）	申請書の受付期間
11月1・2日（月・火）	書類・プレゼンテーション等による審査
11月中旬	指定管理者候補者の選定（結果の通知）
12月中旬	指定管理者の議決
12月下旬	指定管理者の指定（告示）
1月～3月	細目的事項の協議、準備行為
2月	基本協定の締結
3月	年度協定の締結

## 1 3 別添書類の一覧(1)～(7)は参考資料、(8)～(11)は提出書類

- (1) 鴻巣市にぎわい交流館条例
- (2) 鴻巣市にぎわい交流館平面図
- (3) 鴻巣市にぎわい交流館導入備品一覧
- (4) 鴻巣市にぎわい交流館指定管理者業務仕様書
- (5) 選定基準（別紙3）
- (6) （仮称）鴻巣市賑わい創出交流拠点整備基本計画（概要版）（別紙8）
- (7) 産官学連携メニューレシピ（別紙9）

- (8) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (9) 事業計画書（別紙5）
- (10) 収支予算書（別紙6）
- (11) 誓約書（別紙7）

#### 1.4 新型コロナウイルス感染症の流行状況による施設運営業務の変更等

令和4年4月以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況について、現時点では見通しが不透明であり、今後の流行拡大によっては施設の開館日数・時間や利用方法等の前提条件、及び指定管理者の実施する業務等について変更を余儀なくされる場合が想定されます。

今回の指定管理者の募集及び審査は、別紙「鴻巣市にぎわい交流館指定管理者業務仕様書」に記載する業務が指定期間を通じて感染症対策を講じたうえで実施可能とする想定で行いますので、申請においてもその前提で事業計画を立案してください。

指定管理者の決定後、今後の状況の変化により業務内容について変更を行う必要が生じた場合は、市と協議を行い決定するものとします。

#### 1.5 問い合わせ先

365-8601

鴻巣市中央1番1号

鴻巣市市長政策室総合政策課企画担当

電話 048-541-1321 内線2236

FAX 048-541-1321

メール sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp